

平成20年度から 特定健診と特定保健指導が始まります。

平成20年4月から医療制度改革により、全ての医療保険者（国民健康保険、健康保険組合等）に特定健診と特定保健指導が義務づけられました。

これは、増大する医療費を抑制するため、医療費の多くの割合を占める生活習慣病を予防していくための改正です。

この改正により国保では、40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に生活習慣病に着目した「特定健診」と「特定保健指導」を実施します。

●特定健診の内容

まず、腹囲測定やBMIで内臓脂肪の蓄積を調べます。

さらに、血圧や血糖、脂質、尿検査、肝機能検査といった基本的な検査と、喫煙歴などの生活習慣についての問診が行われます。その結果からメタボリックシンドローム（ ）の危険性のレベルを判定します。必要に応じて詳細な検査を実施することもあります。

内臓脂肪型肥満

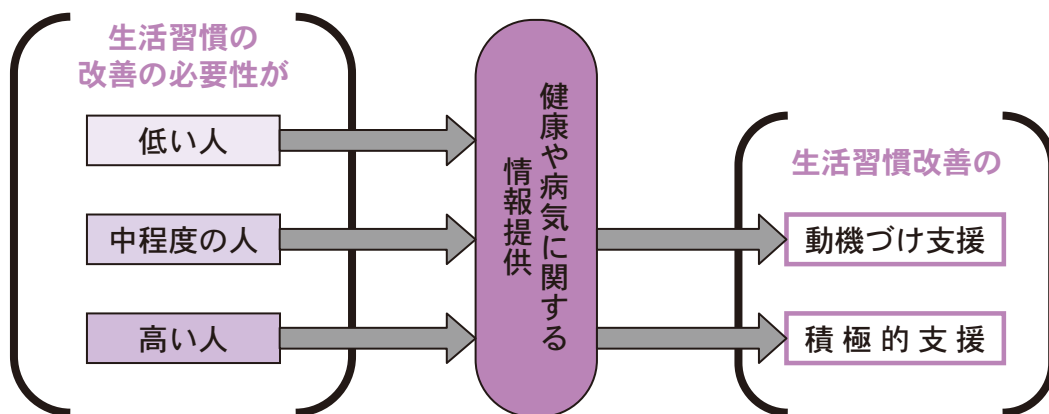


※メタボリックシンドロームとは？

内臓脂肪症候群ともいい、内臓脂肪型肥満（おへその位置で測った腹囲が、男性で85cm以上、女性で90cm以上）の人が、軽症であっても高血糖・脂質異常・高血圧などの危険因子を2つ以上持っている状態をいいます。放っておくと動脈硬化が急激に進行し、心筋梗塞や脳卒中などを発症する危険性が高くなります。

●特定保健指導の内容

特定健診の結果に基づき、保健指導のレベルを3つに分け、それぞれに合わせた保健指導を行い、生活改善を支援していきます。



健診日程や受診方法等の詳細については、まだ準備段階ですので、決まり次第お知らせいたします。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課福祉グループ ☎ 4 2 - 2 2 7 5